

## I T 導入補助金 2020 について

### 【概要】

「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2020）」の公募、IT 導入支援事業者登録及び IT ツール登録が 5 月 11 日から開始されましたのでお知らせいたします。

なお、本事業においては、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「通常枠（A 類型・B 類型）」よりも補助率を引き上げた「特別枠（C 類型）」を設け、サプライチェーンの毀損への対応（甲）、非対面型ビジネスモデルへの転換（乙）、テレワーク環境の整備（丙）等に取り組む事業者による IT 導入等を支援します。

詳細は以下の IT 導入補助金 2020 のホームページを御確認ください。

<https://www.it-hojo.jp/>

### 【スケジュール】

○公募期間（2 次締切分）：2020 年 5 月 11 日（月曜日）から 2020 年 5 月 29 日（金曜日）17 時 00 分までの当初締切りから、2 週間おきに複数締切りが設けられました。

（6 月 12 日（金）、6 月 26 日（金）、7 月 10 日（金））

※特別枠（C 類型）のみ、公募開始前の 4 月 7 日以降 IT ツール導入についての契約を行い、その後、補助事業者の交付申請までの間に、当該 IT ツールとそれを提供する IT 導入支援事業者が事務局に登録される場合に限り、補助対象とすることができます。

本公募以降も、改めて本事業の公募を実施・継続し、2020 年 9 月、12 月に締切りを設け、それまでに受付けた申請を審査し、交付決定を行う予定です。

○交付決定日（2 次締切分）：2020 年 6 月中（予定）、以降の複数締切り分については 7 月以降を予定

○事業実施期間：交付決定日後から 2020 年 12 月末（予定）、以降の複数締切り分については後日 IT 導入補助金 HP にて案内予定

○IT 導入支援事業者登録期間：2020 年 5 月 11 日（月曜日）から 2020 年 8 月中旬（予定）

○IT ツール登録期間：2020 年 5 月 11 日（月曜日）から（終了時期は IT 導入補助金ホームページにて別途案内）

### 【G ビズ I D プライムアカウントについて】

交付申請に必要な G ビズ I D プライムアカウントについて、IT 導入補助金の交付申請用に限り、G ビズ I D 申請ページにおいて、最大 24 時間程度（土日祝日を除く。）で発行可能な「暫定 G ビズ I D プライムアカウント」が設けられました。

（事業者ごとのアカウントではなく、1 回限りのアカウントで申請可能）

詳細は以下の IT 導入補助金 2020 のホームページを御確認ください。

<https://www.it-hojo.jp/gbizid/>

#### 【補助対象となる IT ツール】

※キャッシュレス決済端末及び付属品もハードウェアレンタルの対象となりました

IT 導入支援事業者が、あらかじめ事務局に登録申請をし、承認を受け、本事業のホームページに補助対象として公開された IT ツールが対象となります。（「特別枠（C 類型）」はハードウェアレンタル費用も対象）

#### 【申請単位・回数について】

2020 年度内の公募期間中は中小企業・小規模事業者等（1 法人・1 個人事業主）あたり 1 申請のみとなります。

なお、各締切り回で不採択もしくは交付決定後に申請取下げを行った場合は次回以降の締切りまでに交付申請は可能です。

#### 【補助上限・下限・補助率】

※特別枠（C 類型）の一部の補助率が 2 / 3 から 3 / 4 になりました

<通常枠（A 類型・B 類型）>

※導入する IT ツールが保有するプロセス数により申請類型が異なります。

補助上限額：A 類型 150 万円未満、B 類型 450 万

補助下限額：A 類型 30 万円、B 類型 150 万

補助率：2 分の 1 以内

<特別枠（C 類型）>

※（甲）（乙）（丙）のいずれかの要件に合致する投資である事業が対象であるとともに、（甲）（乙）（丙）いずれかの目的に資する IT ツールの導入に応じて補助上限額、補助下限額が異なります。

甲：サプライチェーンの毀損への対応

乙：非対面型ビジネスモデルへの転換

丙：テレワーク環境の整備

補助上限額：450 万

補助下限額：30 万円

補助率：3 分の 2 以内（（乙）もしくは（丙）のツールを導入した場合は 4 分の 3 以内）

#### ■他省庁のテレワーク導入支援制度について

##### 【新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースの助成（厚生労働省）】

「働き方改革推進支援助成金」に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースが時限的に設けられています。

こちらでもテレワークの新規導入を支援していますのでご検討ください。

○助成の対象となる事業の実施期間：令和 2 年 2 月 17 日～5 月 31 日

○支給額：補助率 1 / 2（1 企業当たりの上限額：100 万円）

○対象事業：テレワーク用通信機器の導入・運用等（ソフト、機器等が対象）

○助成対象等詳細は以下を御確認願います。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/jikan/syokubaisi\\_kitelework.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/syokubaisi_kitelework.html)